

福山地方卸売市場業務規程改正に伴う意見募集を行います。

2019年（令和元年）11月11日
福山地方卸売市場

福山地方卸売市場では、2018年（平成30年）6月の改正卸売市場法の成立を受け、2020年（令和2年）6月までに、市場の取引ルール等を定めた「業務規程」を添えて、広島県へ認定申請を提出する準備を進めています。

改正卸売市場法では、その他の取引ルール（改正卸売市場法に定める遵守事項以外のルール）を定める場合、取引参加者（出荷者、卸売業者、買受人等）の意見を偏りなく聴くこととしています。

つきましては、改正卸売市場法の趣旨・目的を踏まえ、その他の取引ルールについて、次のとおり取引参加者の皆様のご意見を募集します。

なお、ご意見に対する福山地方卸売市場の考え方については、新たに策定する業務規程をもって回答とします。よって個別の対応については致しかねますので、ご了承願います。

1. 意見募集の対象となる事項について

「改正卸売市場法に定める遵守事項以外のルール（その他のルール）について」

2. 意見募集の期間

2019年（令和元年）11月11日（木）～12月10日（火）

3. 参考資料について

福山地方卸売市場のホームページに掲載している「福山地方卸売市場業務規程改正に伴う意見募集について」をご覧ください。

URL：<http://www7.biglobe.ne.jp/~fukuyamasizyo/>

直接閲覧したい方

閲覧場所 福山地方卸売市場管理事務所（福山市引野町1丁目1番1号）

4. 意見記入様式

「3. 参考資料について」でお示したホームページに併せて「意見書（様式）」を掲載していますが、ご意見も含めて次に掲げる事項が記載されていれば、特に様式は問いません。

記入必須事項

- (1) 個人、団体の別
- (2) 氏名、団体名（団体である場合は、代表者名）
- (3) 連絡先（住所、電話番号、メールアドレス等）

※上記意見書に記載された個人情報については、頂いた意見内容の確認が必要になった場合のみ使用します。個人情報については、厳重に保護・管理します。

5. 意見の提出方法について

- (1) 郵送 〒721-0942 福山市引野町1丁目1番1号 福山地方卸売市場管理事務所
- (2) F A X 084-941-6739
- (3) 電子メール E-mail:sizyo@kkf.biglobe.ne.jp

※電話や直接持参されることは、原則お断りしていますので、上記の方法での提出をお願いします。

6. お問い合わせについて

福山地方卸売市場管理事務所

〒721-0942 福山市引野町1丁目1番1号

電話・F A X：084-941-6739 電子メール：sizyo@kkf.biglobe.ne.jp